平成30年８月１日

善通寺市

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い

１ 特定事業所集中減算判定様式について

（１）特定事業所判定様式は、別添様式１及び２によるものとする。なお、各事業者において、これに準ずる様式により作成することは差し支えない。

（２）別添様式１については、毎月作成することとする。

（３）別添様式２については、判定期間（前期３月～８月、後期９月～２月）の翌月１５日までに作成することとする。**※平成３０年度前期に限り、判定期間は４月～８月。**

（４）別添様式２により判定した結果、紹介率最高法人の紹介率が８０％を超える場合には、判定期間の翌月１５日までに、別添様式２に判定期間に係る別添様式１を添付し、１部を善通寺市高齢者課あて提出することとする。なお、正当な理由がある場合については、別添様式の他、正当な理由であることを示す挙証資料を提出することとする。また、その際に善通寺市高齢者課によるヒアリングを実施する。

（５）特定事業所判定様式は、判定期間後の算定期間が完結してから２年間保存しなければならない。

２ 判定した割合が８０％を超えた場合の正当な理由の範囲について

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、正当な理由として認めることとする。ただし、次に掲げる事項について形式的な要件を満たしたことのみをもって、正当な理由として認めるものではなく、利用者へのサービス提供状況等の実態とあわせて、個別に判断することとする。

また、その他の理由がある場合についても、居宅介護支援事業者からの申出に基づき、個別に判断することとする。

（１）居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に５事業所未満であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。

（２）利用者の日常生活圏域内（事業所所在市町が作成した介護保険事業計画において定める日常生活圏域をいう。）に、特定事業所集中減算の対象サービスとなる指定居宅サービス事業所が、サービス種類ごとにみた場合に２事業所以下であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。

（３）通所介護等において、個別機能訓練、栄養ケアマネジメント、口腔機能訓練等を利用者に対して実施する必要がある場合に、当該サービスを提供できる指定居宅サービス事業所が、（１）又は（２）に掲げる事業所数であるため、特定の事業者に集中していると認められる場合。

（４）判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所にお

いて給付管理を行った件数）が２０件以下である場合。

（５）判定期間の１月あたりの特定事業所集中減算の対象サービスとなる居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画件数が、サービス種類ごとにみた場合に１０件以下である場合。

（６）特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。

（７）サービスの質が高いこと等による利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合で、次に該当する場合。

① 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等を算定する事業所であることを理由に利用者が希望した結果と認められる場合。（特定事業所加算やサービス提供体制強化加算等が利用者負担を伴うため、実質的に加算がとれる体制にはあるが、加算を届けていない事業所も含む。）

② 居宅介護支援事業所が、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該居宅介護支援事業所における通常の事業の実施地域内等の指定居宅サービス事業所に係るサービスの内容、利用料等の情報を備え、利用者及び利用者の家族に対して適切に提供し、その情報に基づいて利用者が事業所を選択した結果と認められる場合。

なお、この場合、居宅介護支援事業所は少なくとも次の資料を用意する必要がある。

イ 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内の指定居宅サービス事業所一覧（通常の事業の実施地域内に指定居宅サービス事業所がない場合には、日常生活圏域、市町区域、広域等の指定居宅サービス事業所一覧）

ロ イにかかるサービス内容(加算等の届出の状況等)、利用料等の比較ができる資料

又は重要事項説明書若しくはパンフレット

ハ イにかかる介護保険法第１１５条の２９第３項に規定する介護サービス情報の公表制度の公表結果

ニ 利用者及び利用者の家族が指定居宅サービス事業所を選択する際に、イからハに

掲げる資料から当該サービス事業所が適切に選択されたことが分かる書面（利用

者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための援助ができる指定居宅サービ

ス事業所の抽出結果、当該居宅サービス事業所を選択した理由等を記載している

こと。）

ホ 地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス

計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている場合には、それに関

する記録類